

# 全労済協会だより

vol.37

## CONTENTS

- 「地域社会研究会」報告（第3回） ..... 1  
2009年9月からスタートした「地域社会研究会」（第3回）の概要をご紹介します。今回は、横石知二委員（株式会社いどり代表取締役社長）より報告を受けて、各委員との間で質疑応答が行われました。
- 2007年度公募委託調査研究シリーズ② ..... 4  
基本テーマ〈社会連帯の再構築〉  
「社会連帯型人材育成モデルの構築に当たって  
—日本とフィンランドにおける人材育成システムの  
社会的役割に関する比較研究」  
北海道大学高等教育機能開発総合センター准教授 亀野淳氏による研究の報告書の概要です。
- 「研究報告誌」を刊行しました。 ..... 5  
• 公募研究シリーズ⑨  
「地域間格差縮小政策の貧困削減効果  
～『賃金構造基本統計調査』による検証～」  
(九州大学大学院経済学研究院講師 浦川邦夫氏を代表とする共同研究)を刊行しました。
- 客員研究員による研究報告会を開催 ..... 6
- コラム「暮らしの中の税⑦」 ..... 7  
当協会の「退職準備教育研修会」講師の税理士 関口邦興氏から、確定申告について解説をしていただきました。
- 研究員の書棚から ..... 8  
『生活保障 排除しない社会へ』(宮本太郎著 岩波新書)
- 全労済協会からのお知らせ ..... 8  
• 当面のスケジュール

## 「地域社会研究会」報告（第3回）

全労済協会の調査研究活動の一環として設置している「地域社会研究会」の第3回研究会を11月16日(月)に開催しましたので、議事の概要をご紹介します。今回は、横石知二委員（株式会社いどり代表取締役社長）より報告があり、当該報告に基づいて各委員との間で質疑応答が行われました。

### ▶ 第3回研究会（2009年11月16日(月)開催）

（主な議題）・委員報告「持続可能な“いどり事業”の効用」 横石知二委員

### 【横石知二氏のプロフィール】

▶ 株式会社いどり代表取締役社長。

1958年徳島市生まれ。徳島県農業大学校園芸学科卒業後、1979年上勝町農業協同組合に営農指導員として採用。1996年上勝町役場産業課への転籍を経て、2002年第三セクター「株式会社いどり」取締役に就任、2009年5月より現職。2002年アントレプレナー・オブ・ザ・イヤー日本大会特別賞受賞、2007年News Week日本版「世界を変える社会起業家100人」に選出。主な著書に、『そうだ、葉っぱを売ろう！—過疎の町、どん底からの再生』(ソフトバンククリエイティブ)2007年9月、『生涯現役社会のつくり方』(ソフトバンク新書)2009年2月など。

### 横石委員報告の概要

#### 1. いどり事業の概要

上勝町は、人口2,000人と四国の中で最も人口が少なく、高齢者の比率も50%という町です。私が上勝に来てもう30年になりますけれども、葉っぱビジネスに代表される「いどり事業」は、一人一人に仕事を作って所得を上げていくことを目的に活動しています。現在、町の地域資源を活

用したビジネスは、第三セクターの売上を含めると30億円を超えて非常に大きな産業になっています。一方、かつて公共事業の規模は30億円ありましたけれども、現在ではもう10億円を切っております。

いどり事業は「健康づくり」とも非常につながりを見せております。寝たきり老人が少ない、介護保険や、高齢者

医療の利用が少ない、生活保護が少ないというようなことで、徳島県内においてこれらの数字が最も低くなっています。まさに生涯現役としての効果も非常に出ております。この話を「カンブリア宮殿」という番組でしたところ、非常に大きな反響がありました。それから「情報教育」。上勝の老人は、80歳のおばあちゃんに至るまでパソコンを多用しており、知的能力が非常に高くなっています。それから「環境保全」「国土保全」。モミジやサクラなど広葉樹をどんどん植えていきますので、荒れ地が少なくなり、地域環境も良くなっています。また、「交流事業」が進んでおり、視察者は年間5,000人ぐらい、世界各国からも昨年は約18カ国から訪問がございました。驚いたのは、先日はアフガニスタンからも視察者が来ました。このように、いろいろ事業はまさに全体の中でつながりを生み出しているというのが非常に強いところです。

## 2. いろいろ事業の成功の要因

上勝の取り組みが上手くいった理由は、やはり「仕組み」をきちんと作ったことがあります。おばあちゃん達が日々閲覧しているインターネットは、高齢化率50%なのに稼働率は60~70%です。田舎の弱点はやはり情報力の不足です。だからITによって距離感をなくすことが非常に大事です。仕事というのは実務が1割でコミュニケーションが9割だと私は思っていますので、そういう意味では、こうした仕組みの中でコミュニケーションをとることが重要になります。

おばあちゃんが見るパソコン画面には、今日の品目の売れ行き、取引先、売上額などが全部表示されています。アクセスが一番多いのは「個人情報」というところで、全てにおいて共同的にやるのではなく、競争を促しています。自分がどこへ幾らで売って幾ら稼いだかが全て表示され、ランキング表も出るようになっています。また、私やスタッフが現場で見聞きした情報をすぐ伝えるコーナーを設けています。新幹線の中、空港、駅、市場—どこにいても、写真や動画を撮って更新したら、もう閲覧が可能です。お客様からのクレームも写真付きで伝えます。従来はこういう情報を伝えるには、町に帰って、コピーして、一人一人に配つてと、ものすごい時間と労力がかかったわけです。でも、朝5時に現場を見て、写真を撮ってパッと更新したら、もう6時すぎにはみんな見ることができる。だから対応がものすごく早い。

そして、これを20歳の子がやるのならともかく、80歳のおばあちゃんまでがこれをやる。皆がすごく能力を高めているわけです。私なんて長期出張していたら、「横石さん、しばらく帰ってこんでもいいわ」と言われます(笑)。会社におけるより、市場の朝・昼・夜の状況を常に更新し続けてくれる方がいいよと(笑)。とにかく、必要な情報を常に回

し続けていくということがものすごく重要です。産直市場(いつきゅう茶屋)の様子も、棚がどれくらい空いているかとか何時何分に何が売れたとかを全部ランキングにするという形をつくり上げています。無駄をなくして効率を上げて、スピード感を持たせて現場を見せながら、今の世の中の変化にどう対応していくかという工夫をし、常に能力を高めていく手段を町民の中に植え付けていく。これが我々のやり方でして、これによって町民の所得も非常に高くなっています。

## 3. 今後の展開について

上勝町は現在、環境問題にも取り組んでいます。ゼロ・ウェイスト宣言といって、企業と提携してリサイクル率を100%に持つていけないかということです。それと、日経と電通が進めている生物多様性関係でも、上勝への関連を非常に強めていくということをやっていこうとしています。また、2010年に私の著作『そうだ、葉っぱを売ろう!』の映画化が決まっていまして、現在台本が上がってきてています。この映画によっていろいろ事業全体を引き上げようということで、生涯現役振興とか、いろいろ大賞とか、こういったことを総じて、全体を映画によって盛り上げようと考えています。さらに、公共事業の減少により建設業の仕事が無くなりつつあるので、建設業から環境保全産業への転換ができるのかということを模索しています。いずれにせよ、全体として目指しているのはあくまでも「ビジネス」ですね。どうやってビジネスを展開していくか。上勝町は、国からの金をあてにせず地域を作ることに早くから取り組んできました。昔は何か言えば補助金の話ばかりでしたが、今はみんな補助金のことを一切言わなくなりました。

これまで私が説明してきたのは高齢者を中心とした展開でしたが、いまターゲットにしているのは若者です。ここ2・3年の変化の中で、若者が上勝町に非常に注目してくれています。UターンやIターンの風が非常に押し寄せており、うちの社員もすべてIターンで出身地は北海道、神奈川、東京の新宿と津々浦々です。この間も「田舎で働き隊」を募集したら、定員20名に対して400名も応募がありました。若者が社会貢献という分野に対して、現在非常に関心を寄せてています。若い子が関心を持ってくれるようになってきたということは、本当にチャンスですし、ありがたいことです。私も大学等で講演しますが、この手の講演に1,000人ぐらい集まってくれます。社会起業家になりたい、環境の仕事をしたい、地域にかかわる仕事がしたい、田舎を再生するような仕事がしたい、難民支援の仕事をしたい—こういう感覚がものすごく強いんですね。大企業や公務員といった従来の価値観とは異なったところに価値を求めてくるという社会構造の変化が出てきています。この変

化を、地域の中へどうやって「仕組み」として落とし込む、ビジネスとして生活していく仕組みを作るかが、私の一番大きな課題になっています。これが出来るようになると、地域は持続可能になるという形です。

ただ、私自身は「地域おこし」だと「町おこし」をしようと思ったことは1回もありません。それらは結果的に達成されるものであって、地域おこし自体を目的としてできるものではないんです。そこを勘違いしているというか目的として来ている若者には、「現場はそうではないよ」と私は伝えます。でも反面では、そういう考え方を持つこと自体は素晴らしいことだなと思います。自分が何をやれるか、何が得意なのか。その得意なことをビジネスとしてその地においてやれることは仕組みの中にできれば、結果的に地域の中

でうまく連携していくんだということです。

最後に、私自身は他所から来た人間ですけれども、地元民だけではここまで出来なかつたと思います。田舎の子が都会へ行きたいと思うのと同様、都会の子が田舎へ行きたいという形を、もっとしっかりと仕組みの中に落としていきたい。都会から来る子はコミュニケーション能力が高い。そのコミュニケーション能力の高さが、地域を作っていく。繰り返しますが、仕事の9割はコミュニケーションです。特に田舎は人と人のつながりがものすごく大事なところですから、それができない子は田舎での活動は難しいと思います。そういう面では、都会から田舎に来る子をもっと多くして地域を作っていくたいと考えています。

### 質疑応答（抜粋）

■Q. おばあちゃん達が閲覧するシステムはいつ構築したのか。また、葉っぱビジネスに取り組んだ当初からIT化は考えていたのか。

■A. 1999(平成11)年からなので、現在11年目。IT化については、セブンイレブンの鈴木敏文氏の取り組みの凄さを見て、この仕組みは田舎にこそ絶対必要だと感じた。そのとき壁になったのが、おばあちゃん達にパソコンが使えるかということ。当初は誰もが絶対無理だと反対していたが、私には「人は見たいものがあれば絶対に見る」という自信があった。おばあちゃん達に対して講習会などは殆どやらなかつたが、「ここを押せば見たいものが見られる」「これを見れば得する」と言えば、みんな見てくれる。

■Q. パソコンの端末機などは、どういう形で調達したのか。また、おばあちゃん達がパソコンを使い易い形にするための工夫は行ったか。

■A. 最初は、実証実験事業ということで通産省(現:経済産業省)から補助金を1億円ほど引っ張り出した。現在は、補助金には頼らず全て自費で購入している。また、クリックという動作が高齢者には難しいということで、マウスではなく「トラックボール」を採用している。

■Q. ランキングが出来ることによって、おばあちゃん達の中にはライバル意識などが生じるのか。それとも、みんなで仲良くという感じなのか。

■A. 田舎では「みんな仲良し」では駄目。皆ものすごくプライドが高くてライバル心が強く、隣には負けたくないと思っている。個々にやらせて個を伸ばす方法が田舎には合っていると私は思う。うちの会社は、そういう個人間の競争を上手に促しているという言い方もできる。

■Q. 逆に、新規参入を阻むような動きはみられるか。

■A. 忙しすぎてそんな事に構っている暇がないのが現状。自分が朝起きてビジネスをしなければいけないと思っていたら、嫁の悪口や人の悪口など言う時間がもつたいない。逆に暇になつてると、そういう悪循環に陥る。

■Q. 2,000人という上勝町の規模だからできた部分もあるのではないか。行政単位が大きいと、ひょっとすると抵抗勢力に回る可能性もあったかもしれない。

■A. ご指摘のとおり。もし徳島市と合併して30万都市になつたら、葉っぱビジネスは無理だったろう。行政単位は、1万人ぐらいがちょうどいいように思う。

■Q. 鍵となるのは、「誰が上勝町の葉っぱを評価したか」ということ。当初は上勝町の人は葉っぱがビジネスになるなんて全く考えてなかつただろうが、横石さんがそういうものをきちんと評価して見つけ出した。自分が暮らしている地域にどんな価値があるのかというの、地元民には意外と分からぬものなのかな。

■A. そのとおり。地元民も大事だが、それに加えて、他所者や若い子が地域に入り込み、地域づくりの舞台に立てるための仕組みを考えていきたい。この研究会の大きな課題にもなると思う。

■Q. 地元の大学との連携というのは、どのくらい考えているか。

■A. このたび地元の徳島大学と一緒に「上勝学舎」というのを立ち上げて、起業家を育てることを新しく始めたこととした。

■Q. 地方の建設業が、公共事業が減ったために農業や林業にシフトする動きが出てるという話を聞くが。

■A. 建設業がすごくいろいろやっている。一番多いのは、

シイタケやキノコ栽培への転換。それから農地の保全など農業へ転化している例もある。一方、既存の産業に建設業が大規模に参入するため、既存の農家が打撃を受けるといった問題も生じている。

■Q.建設業を林業に転換するという構想は、私も賛成である。政府の指示で作られた美林が日本中どこにでもあるが、管理がされていない。下草や倒木を整理するだけでも、環境はものすごく向上する。

■A.仰せのとおり、今、森が恐ろしいくらいに荒れている。間伐材を整理するなどしないと、昨夏の山口の土石流のような災害がこれから全国あちこちで起こりかねない。また、鳥獣による害もすごい。災害対策、温暖化対策の観点からも、森林管理は重要である。建設業から林業への転換は、国是としてやるべき。

■Q.最後に、全国からたくさんの人人が上勝に視察に訪れ

たり横石さんがあちこちで講演したりしているにも関わらず、いろどりモデルというか上勝モデルに続く成功例が見当たらないような気がする。上勝町が成功した最大の要因は、横石さんご自身はどのように分析しているか。

■A.繰り返しになるが、やはり「仕組み」を作ったことが一番大きい。また、自ら考える習慣へ持つていけるかということ也非常に大事である。上勝の農家は、日々の取引情報を自分のこととして見ているうちに、意識がものすごく高くなつた。株取引を毎日やっていると一緒にで、毎日頭を使ってやっていると、能力がものすごく高くなる。与えることばかりやっていたら能力は上がらない。考える習慣を持って実行すること。そこへ抜け出せたことが、上勝の一番の成功要因だと思う。

(文責：調査研究部)

## 2007年度公募委託調査研究シリーズ②

〈社会連帯の再構築〉

# 『社会連帯型人材育成モデルの構築に当たって —日本とフィンランドにおける人材育成システムの 社会的役割に関する比較研究』

北海道大学高等教育機能開発総合センター准教授 亀野淳

2007年度の公募委託調査研究の募集テーマ「社会連帯の再構築」で採用された、北海道大学高等教育機能開発総合センター准教授 亀野淳氏による『社会連帯型人材育成モデルの構築に当たって』について、当協会に対して研究成果の報告がありました。その要約を掲載します。今回紹介した報告は、研究報告誌として後日刊行する予定です。

## 分析と結果（要約）

### 1.本調査研究の目的

本研究は、人材育成における社会的連帯モデルについてその先進的モデルとしてフィンランドの取組みを明らかにするとともに、企業内教育中心型の日本の人材育成システムの見直しについて、今後の方向性・あり方を検討し、政策提言を行うことを目的とする。

### 2.フィンランドにおける人材育成の特徴

フィンランドにおける人材育成の特徴を本研究テーマである社会的連帯モデルという観点から、各機関の連携というコンセプトに即して整理すると以下のとおりである。

#### (1)高等教育機関における教育システム

フィンランドの高等教育システムにおいては、大学とポリテクが併存しているのが大きな特徴である。そして大

学はより理論的、ポリテクはより職業実践的というそれぞれの教育内容に棲み分けがなされており、さらに、大学を卒業した者が在職中にさらにポリテクで学習するなど、社会全体でみればこれらが有機的に結合しているといえる。

#### (2)企業における人材育成システムと教育機関との連携

企業における人材育成システムの特徴の一つとしてあげられるのは、高等教育機関との連携が強いということである。こうしたシステムが成立している要因としては、①企業側の柔軟な時間管理、②従業員の受け皿となる大学やポリテク、さらには職業訓練施設の対応、③これらを支える休暇制度、手当、さらには職業資格制度の3つが重要な役割を果たしているといえる。

**(3)大学生などの新規学卒就職システムの多様性**

卒業年齢が高く、社会経験もある大学生が多いフィンランドにおいては、日本のような大量の新規学卒一括採用というシステムは当てはまらないが、各大学、ポリテクにはキャリアサポートセンターが設置され、学生の相談や企業と学生の橋渡しなどを行っている。しかしながら、日本と大きく異なる点は、大学やポリテクでの実習先を就職先としている学生が多いことである。

**(4)教育機関以外の職業訓練機関の柔軟な運営**

成人職業教育センターの運営は自治体が出資した基金などが主体であり、企業などの意見も積極的に取り入れている。また、個別企業に対する訓練も実施しており、そのニーズを把握するためにいわゆる営業活動なども積極的に実施しているようである。また、若年者向けと成人向けセンターを併設しているセンターもあるなど、公的な性格を有し、文部省の管轄にある機関であるが比較的柔軟な運営がなされている。

**(5)人材育成に有効な休暇制度**

Job Alternation LeaveとStudy Leaveを利用して従業員は教育機関等で勉強や職業訓練を受けている者も多い。これらの休暇期間中は原則無給であるが、それを可能にしているのが休暇取得者に直接支払われる手当と教育機関の無料化である。

**(6)労働組合も参加した労使一体となった職業資格制度の運営**

中高年労働者を対象とした職業資格制度(Competence-based Vocational Qualifications System)を創設し、これをもとに在職者の能力開発にうまく活用している。注目すべきは、枠組みの設定や制度の運営に当たっては労働組合も参画し、三者からなる委員会を設立し、労働者の立場に立った制度設計が行われている点である。

**3.日本への提言****(1)新たな高等教育機関の創設による高等教育機関による人材育成システムの再編成**

日本においても職業教育型の高等教育機関の創設についての検討がなされているが、若年者中心の教育機関としてだけではなく、大卒者が仕事をしながら職業教育型の高等教育機関で学んだりすることが日常的に行われるオープンなシステムにすることが重要である。つまり、大学、さらには専門学校や短大も含め高等教育機関における人材育成システムを再編成すべきである。

**(2)企業における人材育成システムと教育機関等との連携**

より教育機関と連携をした従業員教育のあり方を検討すべきである。また、教育機関以外の職業訓練施設においても企業との連携はもちろんのこと、専門高校や高専、大学等の教育機関との連携をより強めるべきである。

**(3)新たな就職システムの構築**

優秀な大学生の採用に苦慮している中堅企業や地方企業では、大学等と連携し、実習機会を提供するとともに、この実習を通じた学生の採用方法について検討すべきである。

**(4)休暇制度や職業資格制度の活用と労働組合の参画による人材育成システムの構築**

現在の日本においては、従業員が個人的に負担するか、企業が負担するしかない教育に要するコストをその一部だけでも社会全体で負担できるようなシステムを検討すべきである。また、職業資格制度については、参考にすべき点はその柔軟な運用である。特に、職業資格制度の拡充に向けて労働組合も積極的に参画すべきである。

**(5)社会的連帯モデルによる人材育成におけるセーフティネットの確立**

これまでの日本の人材育成は企業内教育が中心のモデルであったが、過度に個別企業に人材育成の役割を委ねるのではなく、そのリスクを社会全体で負担し、経営者団体、労働組合、教育機関、行政等が連携することにより日本型の人材育成システムの構築に向けての取組みが求められる。

**「研究報告誌」を刊行しました。**

本誌35号でご紹介しました、九州大学大学院経済学研究院講師 浦川邦夫氏、同志社大学経済学部教授 橋木俊詔氏の共同研究報告について、研究報告誌を刊行しました。同報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「◎シンクタンク事業」の「発行物」ページからお申し込みください。また、既刊の「公募委託研究シリーズ」もお申し込みを隨時承っております。「公募委託研究シリーズ」刊行一覧は次ページのとおりです。

▶「公募委託研究シリーズ」刊行一覧

No.	タイトル・研究者(所属・役職は刊行当時)	刊行年月	
9	<b>「地域間格差縮小政策の貧困削減効果 ～『賃金構造基本統計調査』による検証～」</b> 浦川邦夫(九州大学大学院経済学研究院講師) 橋木俊詔(同志社大学経済学部教授)	 <b>新刊</b>	2009年12月
8	<b>「土地・資産をめぐる格差と社会保障及び関連政策(都市・住宅・コミュニティ政策)の展望」</b> 広井良典(千葉大学法経学部教授)・大石亜希子(千葉大学法経学部准教授) ・加藤壮一郎(千葉大学大学院人文社会科学研究科前期博士課程)	2009年3月	
7	「転職経路が機会の不平等性・所得格差に与える影響」森山智彦(同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程)	2009年1月	
6	「就業形態の多様化と社会保険の適用状況に関する国際比較」丸山桂(成蹊大学経済学部准教授)	2008年11月	
5	「勤労女性の生活と介護の両立支援に関する研究」橋爪祐美(筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授)	2008年7月	
4	「地域リーダー像に関する研究」麻生裕子・後藤嘉代・会田麻里子(連合総合生活開発研究所研究員)	2007年9月	
3	「地域経済社会の活性化に及ぼす文化活動の効果とその方策に関する研究」枝川明敏(東京芸術大学音楽学部教授)	2007年9月	
2	「田舎暮らしの実現のための社会システムに関する研究」小見志郎(県立広島大学経営情報学部教授)	2007年7月	
1	「若手中堅世代から見た技能・ノウハウ継承上の問題とその対策」小川浩(神奈川大学経済学部准教授)	2007年6月	

## 客員研究員による研究報告会を開催

昨年12月22日、当協会において客員研究員2名による研究報告会を開催し、24名が参加しました。

桜沢隆哉客員研究員(早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程)からは「損害発生等の通知義務」について、保険法では保険契約者側に損害発生時などの通知義務が定められているが、これに違反した場合の効果についての定めはおかれていないこと(現行商法も同じ)。通説では、通知義務に違反すれば債務不履行にもとづく損害賠償責任を負うものと解され、当該損害賠償額を保険金の額から控除できるとしていること等が説明されました。

一方、損害保険約款では、正当な理由がある場合を除いて、通知義務違反の効果として保険者の損害てん補義務の全部免責を規定しているのが通例であるが、判例では全部免責が認められるのは、保険金の詐取等、信義則上許されない場合に限定されていること。従って、消費者契約法の観点もあわせて考えると、当該規定は無効とされる可能性があること等について説明が加えられるとともに、通知義務違反を巡る実務上の課題について意見交換が行われました。

また、千々松愛子客員研究員(内山アンドーライティング研究員)からは「契約締結時等における被保険者の同意」について、現行商法では他人の死亡を保険事故とする生命保険契約の締結時には被保険者の同意を必要としつつ、

但書により、被保険者=保険金受取人の場合は同意が不要とされているが、保険法では但書が削除され、死亡保険契約の当事者以外の者を被保険者とする場合は当該被保険者の同意がなければ効力を生じないとされたこと。すなわち、保険法は基本的に商法の規定を引き継ぎつつ、学説の多数説が従来主張していた、被保険者の同意が効力要件であることを明定した点などが改正のポイントであることが説明されました。また、同意の方式としては商法は格別の規定を設けていないところ、保険法も書面であることを要求していないこと。また、未成年者についての同意を巡る法制審議会保険法部会での議論の経過にもふれ、どう考えるべきかについて意見交換が行われました。

▶次回客員研究員研究報告会のお知らせ

- 日 時 : 2010年3月4日(木)14:00~17:00
- 場 所 : 全労済協会会議室(JR新宿駅南口徒歩5分)
- テ マ : ①「被保険者による解除請求について」  
千々松愛子客員研究員  
②「傷害保険契約の保険事故該当性について」  
桜沢隆哉客員研究員
- 定 員 : 30名(先着順)
- 参 加 費 : 資料代として1,000円頂戴します。
- 申 込 : 「所属・役職・氏名・連絡先・電話番号」を明記の上、全労済協会調査研究部宛。  
FAX : 03-5351-0421



## 暮らしの中の税⑦ 確定申告について

今年も所得税の確定申告の時期が近づいてきました。平成21年度税制改正では、最近の経済・金融情勢の悪化に対応し、景気回復に資することを主眼として住宅・土地税制等、幅広い措置が講じられておりますが、今回は確定申告に関わる税制改正を中心に説明いたします。

### Q1.所得税の確定申告に関わり、平成21年度の主な税制改正について教えてください。

A1.平成21年度税制改正では住宅関係税制、金融・証券税制が中心となりましたが、次の3項目について説明いたします。

①住宅ローン控除は、住宅の取得等をして平成21年1月1日～25年12月31日までの間に居住の用に供した場合、控除期間10年、住宅借入金等の年末残高限度額5,000万円、控除率1.0%となりました(10年間の控除限度額500万円)。なお、認定長期優良住宅(いわゆる200年住宅)の場合には控除率1.2%、10年間の控除限度額600万円となります。

②電子証明書等特別控除は、適用期限が2年延長され平成22年分までとなりました。なお、この特別控除の適用は、平成19年分～22年分までの間のいずれか1回となっており、重複して適用を受けることはできません。

③地域の経済対策等に資することを目的として、自治体から支給された定額給付金(一時所得)は、租税特別措置法で非課税と定められ、確定申告は不要となります。

### Q2.地方税(個人住民税)に創設された住宅ローン減税の内容について教えてください。

A2.個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度(住宅ローン減税)が平成21年度税制改正で創設されました。制度の内容は所得税から控除できない住宅ローン控除額は、翌年度分の住民税から控除されます(控除限度額97,500円)。

また、平成22年度以降の住民税より、市区町村へ「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。平成11年～18年までに入居し、税源移譲で住宅ローン減税額が減少した人も、同様に提出不要となります。

### Q3.昨年、25歳の息子に住宅建築資金300万円を贈りましたが、税金はどのようにになりますか。

A3.急速な景気悪化を受け、経済危機対策の一つとして、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、贈与税の非課税の特例制度が創設されました。この適用要件に該当すれば贈与税は非課税となります(既

存の非課税とは別枠となります)。

適用を受ける贈与期間は、平成21年1月1日～22年12月31日迄、贈与者は、受贈者の直系尊属で、特例の適用を受けることができる贈与は、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の1月1日に20歳以上である者となります。

非課税適用対象の贈与財産額は、適用期間を通じて贈与を受けた住宅取得等資金のうち500万円までの金額で、住宅等を取得した年の翌年3月15日までに居住の用に供し、一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出する必要があります。

### Q4.確定申告書は自分で書く(自書申告)と言われておりますが、記載上の留意点を教えてください。

A4.所得税は納税者が自分で申告する申告納税制度がもとであり、税務署では自書申告の定着に努めています。そのため国税庁ホームページでは、確定申告に関する手引き、記載例など確定申告に必要な情報を持載しております。

確定申告書の誤りの多い事例として、①基礎控除の記載漏れ②寡婦・寡夫控除の適用漏れ③配偶者特別控除の適用誤り④医療費控除の計算誤り⑤一時所得の申告漏れ等があります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、画面の案内に従って収入金額等の必要項目を入力し、プリントで印刷した申告書を税務署へ提出することもできますので活用の検討を願います(e-tax電子申告も可能です)。

### Q5.平成19年分の年末調整で生命保険料控除の適用漏れがありますが、どのようにするのですか。

A5.年末調整で扶養控除、生命保険料控除等の適用漏れがある場合、確定申告書(還付)を提出することにより税金の還付を受けることができます。

この還付申告は、事由が生じた年分の翌年1月1日から5年間に限り申告することができます。平成22年では、平成17年分までさかのぼり申告することができます。しかし、確定申告書を提出した方は、法定申告期限から1年以内に限り「更正の請求書」を税務署長に提出することができます。

還付金は申告者本人の金融機関の預貯金口座に1ヶ月半程度で振込まれるといわれております。

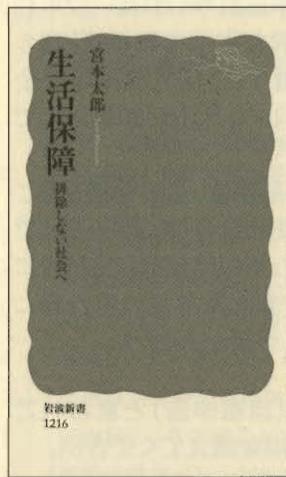
(注)確定申告の詳細は、国税庁ホームページ「確定申告特集」等を参照して下さい。

(監修:税理士 関口邦興)



## 研究員の書棚から

# 『生活保障 排除しない社会へ』(宮本太郎著 岩波新書)



グローバル化と脱工業化(知識産業化)が進展した社会のなかで、旧来の日本型成長モデル(男性稼ぎ主を中心の家族主義や雇用システム)が限界を露呈し、官僚や族議員主導の時代もまた終焉を迎えた。これらの限界を打ち破るべく構造改革路線が推し進められたが、すでに痛んでいた制度をさらに解体しただけで、それに変わるしくみを何一つつくらなかつた。その結果、貧困

と格差がいいたるところで拡がり、人々の生活不安がいっそう強まつた。おそらく、本書でのこの現状認識に異を唱える人は少ないだろう。

こうした全く新しい状況(困難)のなかで、では、どうすればいいのか、今日の日本国の問題点はどこにあり、どこを改善し、どういう国のかたちを目指していくべきいいのか、という問に真正面から向き合い、その解決策をていねいに、かつ、わかりやすく提起したものが本書である。

まず、全体を概観すると、第1章では、日本型生活保障の解体のなかで、社会にいかなる亀裂と分裂が現れているのかを明らかにし、問題を解決していくことが何故困難になっているのか検討している。第2章では、日本型生活保障の仕組みを改めて整理し、その解体過程をあとづけている。第3章では、各国の生活保障を比較する枠組みを提示した上で、日本と同じく雇用に重点を置いたスウェーデン型の生活保障の仕組みと現状を考察している。第4章では、生活保障のこれからについて、雇用と社会保障を切り離していくベーシックインカムという方

法と、雇用と社会保障をこれまで以上に密接に関連させるアクティベーションのアプローチを対照している。第5章は結論部分であり、アクティベーション型の生活保障を組み込んだ社会のかたちを構想している。

結論から言えば、著者は、生活保障(※)をキーワードとしつつ、「交差点型社会」をモデルとした、排除しない社会をつくることを提案する。すなわち、生活資源から排除され、しかも、誰からも顧みられないという二重の不幸を抑制しつつ、ひとびとがそれぞれの多様な人生のプロジェクトを追求することを支えあう社会である。

(※)社会保障と雇用が連携し、経済の発展と結びついて、「すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようによること」(1950年「社会保障制度に関する勧告」社会保障制度審議会)

そのためには、教育や知識の不足、家族のケアの必要、技能の欠落や就労機会の欠如、加齢やストレスなどによる体とこころの弱まりなどによって引き起こされる社会参加の困難に対し、さまざまな支援サービスを提供することにより、就労や社会活動への参加を促し、社会的あるいは経済的な活力にむすびつけていく必要がある、と著者は指摘する。一方で、労働市場を一旦離れる条件も整えること、或いは、コミュニティからの離脱の自由も確保されなければならない、と指摘することも忘れてはいない。

民間の信頼にもとづく社会連帯の再構築を図るためにには、生活保障の実現が不可欠であり、市民相互の権利と義務、負担と給付の関係などについて、明確で合意可能な「社会契約」としてのルールを設定する必要があり、このルール作りのための議論、合意形成のための努力が求められる、という指摘は大変重要である。

日本の政治家、企業経営者、学識経験者、行政担当者、学生、市民等に広く読んでいただくことを期待したい一冊である。

(文責：調査研究部 吉澤明純)

## 全労済協会からのお知らせ

### ▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 な ど
2月15日(月)	第5回「地域社会研究会」開催	委員報告、討議など
3月1日(月)	第123回理事会	上半期業務報告、中間決算報告など

全労済協会だより vol.37 2010年2月

発行: **全労済協会**  
(財)全国労働者福祉・共済振興協会  
発行人:高木剛 編集責任者:西岡秀昌

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>